

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月1日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
新潟 西警 察署	(略)	新潟市 西区み ずき野 2丁目	新潟市西区のうち赤塚、 神山、木山、坂田、中 権寺、藤蔵新田、東山、 みずき野1・2・3・ 4・5・6丁目、谷内、 山崎、四ツ郷野、大潟、 大友、小見郷屋、笠木、 金巻新田、勘助郷屋、 小瀬、新通の一部、曾 和、田潟、高山、田島、 道河原、中野小屋、早 潟、藤野木、保古野木、 前野外新田、明田、與 兵衛野新田	新潟 西警 察署	(略)	新潟市 西区赤 塚	新潟市西区のうち赤塚、 神山、木山、坂田、中 権寺、藤蔵新田、東山、 みずき野1・2・3・ 4・5・6丁目、谷内、 山崎、四ツ郷野
	越後赤 塚駅前 駐在所				赤塚駐 在所		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	中野小 屋駐在 所	新潟市 西区中 野小屋	新潟市西区のうち大潟、 大友、小見郷屋、笠木、 金巻新田、勘助郷屋、 小瀬、新通の一部（通 称中才）、曾和、田潟、 高山、田島、道河原、 中野小屋、早潟、藤野 木、保古野木、前野外 新田、明田
	(略)				(略)	(略)	
(略)				(略)			

附 則

この規則は、令和2年9月16日から施行する。